

## 第5. 一般構造

### 1. 住宅等の納戸の定義について

H21.4.1 作成  
R6.5.7 改正

次の各項をすべて満足することを条件とする。

- (1) 原則、畳敷きになっていないこと。
- (2) 床の間、書院、押入等がないこと。
- (3) 1住戸における納戸の数は、居室の数の1/2を超えないこと。
- (4) 1室の広さは、LDKを除く他の個室に比べて小規模であること。

#### [考え方]

採光不足等により、室名を納戸等とする設計が見受けられるが、居室利用が想定されるものは記述に係わらず納戸等に該当しない。

※ 住宅等とは、一戸建ての住宅、兼用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿をいう。

---

## 解 説 等

---

---

関係条文	
参 考	

---

小屋裏や床下などの余剰空間を利用して設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）の取り扱いについては、基準総則 P118.P119 に準じることとし、以下の条件を付加して適用する。ただし、型式適合認定に適合しているものについては、認定上の判断に準じるため、この限りではない。

- (1) 小屋裏物置等は、居室と一体的な利用ができないものに限る。
- (2) 小屋裏物置等を利用するためのはしご、階段等の設置については任意であるが、固定階段とする場合は、令第 23 条の規定を受ける。

---

**解 説 等**

---

---

<b>関係条文</b>	法第 9 2 条、令第 2 条第 1 項第 3 号、令第 2 条第 1 項第 8 号
-------------	--

---

<b>参 考</b>	基準総則 P118.P119
------------	----------------

---

寄宿舍、寮等の厨房は、居室として取り扱う。

---

解 説 等

---

---

関係条文

---

参 考

---

令第22条の2（地階における住宅等の技術的基準）及び平成12年5月31日建設省告示第1430号（地階における住宅等の居室に設ける開口部及び防水層の設置方法を定める件）により、居室の前面に「からぼり」がある場合も、防湿・防水の基準に適合する必要がある。

---

#### 解 説 等

---

---

関係条文	令第22条の2
------	---------

---

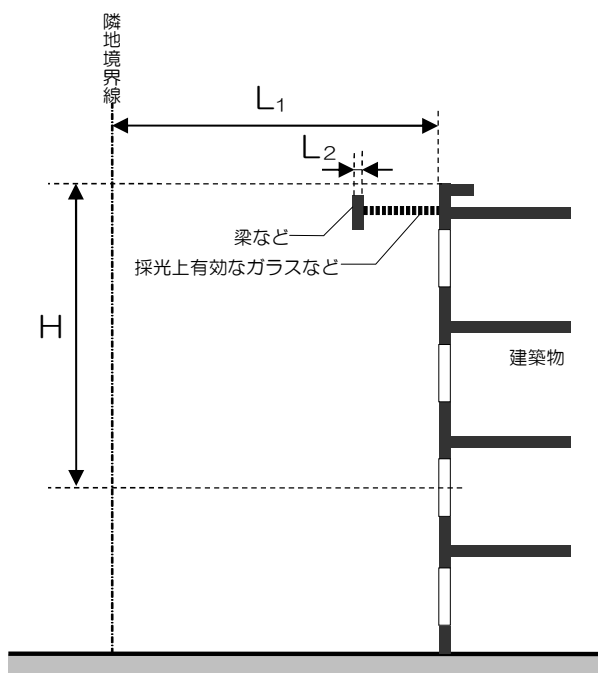
参 考	関連告示：平成12年5月31日第1430号
-----	-----------------------

---

## 5. バルコニー等の庇に採光上有効なガラスを設置した場合の 水平距離（D）の取り扱いについて

H21.4.1 作成

採光関係比率の算出において、網入りガラス、板ガラス、型板ガラス等の半透明の庇は、採光上支障がないものとして取り扱い、梁等、採光上支障がある部分（L<sub>2</sub>）は、水平距離（L<sub>1</sub>）から差し引くこととする。



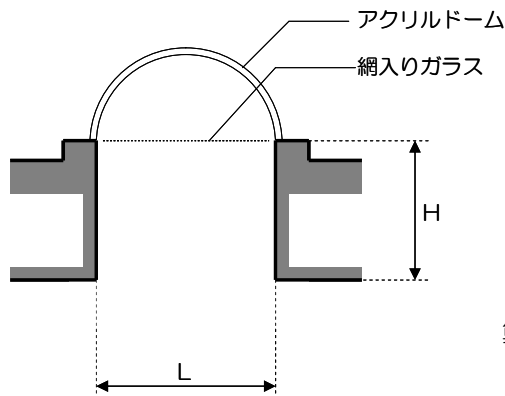
$$D = L_1 - L_2$$

解 説 等

関係条文 法第28条第1項、令第20条

参 考

下図のような天窗については、高さ（H）と、当該開口部の最小径（L）の採光関係比率より、採光補正係数を算出する。

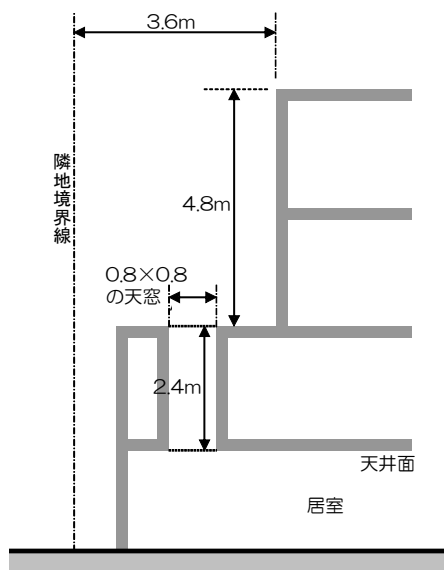


H：天井面から建築物の立ち上がり部分までの高さ  
（左図の場合は、天井面から網入りガラスまでの高さ）  
L：天窗の径（矩形の場合は、短辺の長さ。）

採光関係比率  $： L/H \leq 1$

各用途地域ごとの採光補正係数算定式に採光関係比率を代入し、算出された数値に 3.0 を乗じた値を採光補正係数とする。

**算定例**



左図のような第一種住居地域で、一階部分の住宅の居室（床面積 8.0 m<sup>2</sup>）の有効採光面積の算定は、以下のとおりとする。

建築物最高部から住宅居室の天井面までの垂直距離から採光関係比率を求める。

$3.6 / (4.8 + 2.4) = 0.5 \dots\dots ①$

次に、天窗立ち上がり部分の採光関係比率を算定する。

$0.8 / 2.4 = 1/3 \approx 0.3333 \dots\dots ②$

①と②の採光関係比率を比較し、小さい数値から採光補正係数を導く。

$0.8 / 2.4 \times 6 - 1.4 = 0.6$

（0以下となった場合、採光は不可。）

よって、採光補正係数は、

$0.6 \times 3.0 = 1.8$

住宅の居室の開口部で採光に有効な部分の面積は、8.0 × 1/7 となる。よって、

$0.8 \times 0.8 \times 1.8 (=1.152) > 8.0 \times 1/7 (=1.142)$   
したがって、住宅の居室は採光規定に適合する。

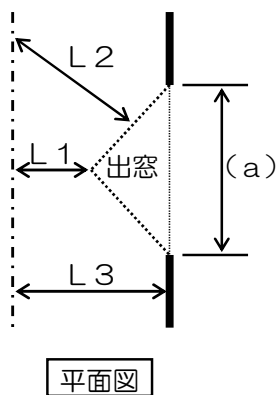
解 説 等

関係条文

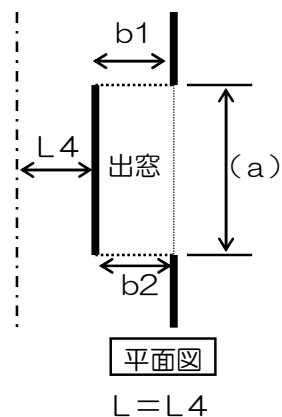
参 考

平成12年度 日本建築行政会議全国会議基準総則研究部会

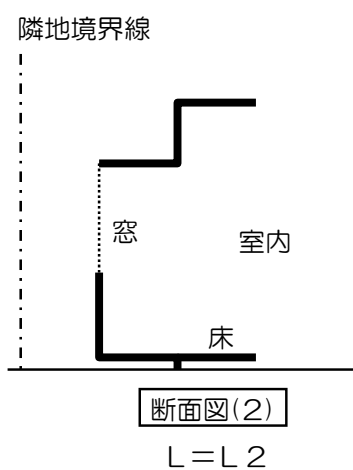
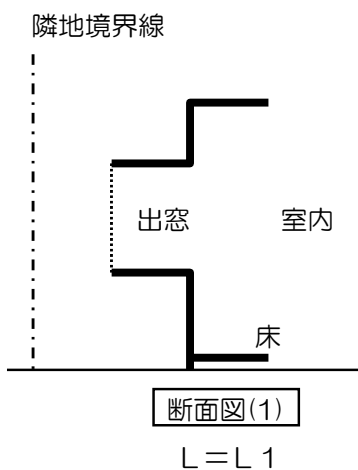
出窓の場合、有効採光の稜への距離（L）の考え方は下記のとおりとする。



出窓の場合の有効窓面積は、  
(a)とする  
[建築物の開口部]



$b1 + b2$  または  $a$  の小さい方を有効窓面積とする。



解 説 等

関係条文	法第28条
参 考	質疑応答集 P1794

## 8. 開放廊下及びバルコニーに面する窓の採光について

H21.4.1 作成  
R6.5.7 改正

- (1) 開放廊下及びバルコニーに面する窓について、開放廊下及びバルコニー幅が2mを超える場合（床面積に算入する部分がある場合）は、採光補正係数の7/10の面積を有するものとみなす。
- (2) 空中廊下に面する開口部の採光については、それらの奥行き等の形態にかかわらず、その面積の7/10の面積を有するものとみなす。また、隣地境界線までの距離は、廊下の前面からの距離とする。
- (3) 屋外階段に面する窓は、基本的に採光上有効でない開口部として取り扱う。ただし、屋外鉄骨階段のように極めて開放性が高く、開口部に対する遮へいも少なく、かつ階段の前面に採光に必要な規定の空間が確保されている場合を除く。

## 解 説 等

関係条文	法第28条
参 考	質疑応答集 P1797~1798



居室等に対して採光の効果を十分に有している場合には、採光に有効な開口部として取り扱うことができる。

---

**解 説 等**

---

一般的なガラスブロック及び半透明ガラスについては、当該部分の全てを採光有効として取り扱う。

---

<b>関係条文</b>	法第28条
-------------	-------

<b>参 考</b>	質疑応答集 P1799
------------	-------------

---

# 10. 採光規定の対象となる居室（令第19条第2項関係）の取り扱いについて

H21.4.1 作成

採光規定が適用される建築物に設けられる居室のうち、規制の対象となるのは、児童、老人、障害者、病人等健康上の配慮を要する者が継続的に一日の多くの時間を使用する居室であり、次のような居室が対象となる。（参照：表1）

- ・ 居住する場所、入院する場所のように就寝、休息等日常生活の基本となる場である居室
- ・ 児童、老人、障害者等健康上の配慮を要する者が継続的に通い、日中の大部分を過ごす居室

「日常生活の基本となる場」を有する入居型の施設は、住宅と同様にその住まい方、過ごし方により居室は様々な用途に使用されるものであることから、明らかに入居者が長時間過ごすことのない事務室等を除き、入居者が利用する居室全体が適用対象となる。

一方、「継続的に通い日中の大部分を過ごす室」を有する通所型施設は、作業室、訓練室等日中の大部分の時間を過ごす居室が明確であることから、これら以外の用途に供する居室や、事務所、看護師室等の専ら児童や老人以外の者が利用する居室、分娩室等日常継続的でなく突発的な事情により利用することとなる居室については、採光規定の対象となっていない。

表1 採光規定の適用対象となる居室

（網掛けした居室は、採光規定の適用の対象）

	専ら児童、老人等が日常継続的に利用する居室					専ら健常者が利用する居室、日常継続的ではない又は利用が短時間であることが明らかな居室	備考	
	①寝室	②施設の主たる居室（①以外）		③その他の居室				
	例	例	例	例	例			
I 住宅	1/7(居室利用の形態を明確に分類することは困難であり、すべての居室が対象となりうる。)							
II 住居型施設	1/7	病院・診療所の病室、寄宿舎の宿泊室、収容型の児童福祉施設等の寝室	1/7	保育、訓練、日常生活に必要な便宜の供与等の目的に使用される居室	1/10	談話、娯楽等の目的に使用される居室	医務室、事務室、会議室、調理室等	日常生活の場として利用される点では住宅と共通しているが、住宅と比べて居室の用途がより明確
III 通所型施設			1/7	同上			医務室、事務室、会議室、調理室等	日中の大部分を過ごすという観点から、採光上最低限配慮すべき居室

---

---

なお、児童福祉施設等の居室は、それぞれの施設の目的・対象者の別に応じて多種多様な名称が付されているが、日中の大部分を過ごす居室として、

- ① 乳幼児、児童を保護し育てる「保育」
- ② 独立生活に必要な知識技能の付与や指導を行う「訓練」
- ③ 食事や各種福祉サービスの提供等の「日常生活に必要な便宜の供与」

という目的で使用される居室が対象となる。また、入居型施設では、施設の主目的の居室ではないものの、住居の居間と同様に談話や娯楽の目的のために使用される居室も対象となる。

以上より、採光規定の適用対象となる居室をまとめると以下のようになる。

法律で規定 (法第 28 条第 1 項)	居住のための居室（寄宿舍の寝室、下宿の宿泊室を含む。）学校の教室、病院の病室
政令で規定 (令第 19 条第 2 項)	一 保育所の保育室 二 診療所の病室 三 児童福祉施設等の寝室（入所する者の使用するものに限る。） 四 児童福祉施設等（保育所を除く。）の居室のうちこれらに入所し、又は通う者に対する保育、訓練、日常生活に必要な便宜の供与その他これらに類する目的のために使用されるもの 五 病室、診療所及び児童福祉施設等の居室のうち入院患者又は入所する者の談話、娯楽その他これらに類する目的のために使用されるもの

---

## 解 説 等

---

---

関係条文	法第 28 条、令第 19 条
------	-----------------

参 考	平成 12 年 6 月 1 日施行改正建築基準法（2 年目施行）の解説
-----	-------------------------------------

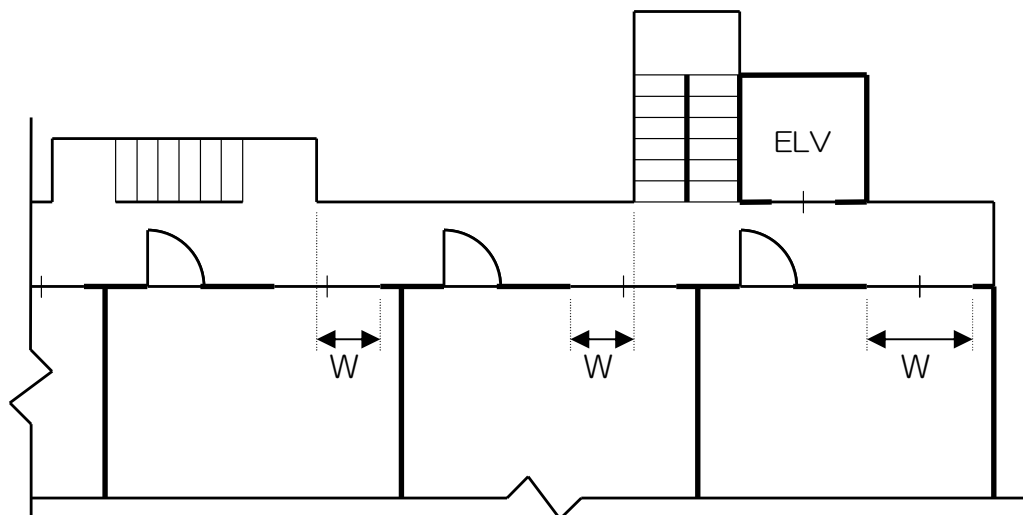
---

11. 開放廊下に屋外階段が取り付く部分（床面積不算入部分）に面する居室の採光の取り扱いについて

H21.4.1 作成  
R6.5.7 改正

開口部が床面積に算入されない階段に面する部分にあっても、令第20条の「採光に有効な部分」とはみなさない。

W：採光に有効な部分を示す



解説等

関係条文 令第20条、令第126条の4

参 考 質疑応答集 P1797

- (1) 全層にわたって格子やアングル等で囲まれた屋外の階段は、階段外周壁面積の50%以上の開口率があれば開口部とみなし、屋外階段とみなす。また、屋外螺旋階段のパイプ（鉄筋）についても、上記の開口率があれば、屋外階段とみなす。
- (2) (1) 以外の階段において、外気に有効に開放されている部分の長さが、階段周長の1/2以上かつ開口部高さは1.1m以上かつ天井高の1/2以上であれば、開放されているものとみなす。
- (3) (1) 及び(2)に該当する屋外階段の基準として、外気に有効に開放されている部分と隣地境界線との「有効あき寸法」は25cm（屋外避難階段は50cm）以上とする。（参照：第4-9[P.77]）  
また、構造上やむを得ず柱が開口部にある場合、それを含めて開口部とする。

---

**解 説 等**

---

---

**関係条文**

---

**参 考** 基準総則 P87.P88

---

(1) カーポートの取り扱い

基準総則の取り扱いによる。

(2) 地下階外壁の取り扱い

外壁後退については、建築面積が生じる部分を対象とする。地盤面下から露出する掘り込み車庫の場合、平均地盤面上1m以下の高さのものは、壁面後退の制限は適用されない。

なお、独立した掘り込み車庫の場合、上記の平均地盤面の算出は、掘り込み車庫単独で考える。

(3) 住宅の柱付2階ベランダ、バルコニー等の取り扱い

柱のないベランダ、バルコニー等で、床面積、建築面積が発生しない部分については、当該部分に該当しない。

1階に柱があり、2階にベランダ、バルコニー等がある場合は「これに代わる柱の面」となり、外壁後退が必要となる。

解 説 等

関係条文 法第54条、令第135条の22

参 考 基準総則P247

コンクリートブロック（以下「CB」という。）を使用した擁壁については、以下のとおり取り扱う。  
なお、国土交通大臣認定擁壁を使用する場合は、メーカー仕様に従うこと。  
ただし、縁石（200mm）程度の高低差解消のためにCBを利用する場合は、この限りではない。

なお、宅地造成工事規制区域内での取り扱いについては、開発指導課の判断によるものとする。

### （1）既存 CB 造擁壁

厚さ 150mm 以上、高さ（擁壁の接する上下の地盤高さの差）600mm（3段）までのもので、設計者が安全と判断したものは、支障がないと認める。

なお、擁壁と塀がCB造で連続して構成されているものは、令第62条の8については、擁壁を塀の一部として適用することとする。

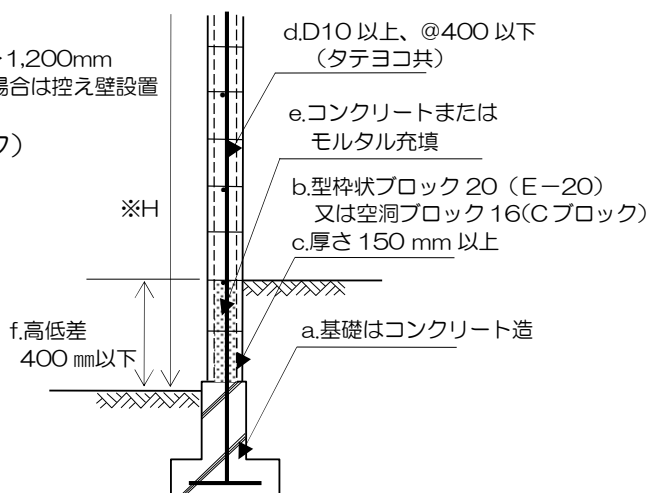
### （2）新設 CB 造擁壁

- ・原則として認めない。ただし、下記の①、②のいずれかによる場合を除く。
- ・耐久性等の観点から、必要なかぶり厚を確保する。

#### ① 建築用 CB（JIS A 5406）を使用する。

この場合、下記の基準に従うこと。

- 基礎はコンクリート造
- 壁体を空洞ブロック16（Cブロック）  
又は型枠状ブロック20（E-20）
- 厚さ 150mm 以上
- D10 以上の鉄筋により縦横共  
400mm 以下の間隔で補強
- 空洞部にコンクリートまたは  
モルタルを充填
- 高さ 400mm（2段）まで



※基礎について、配筋、底盤の厚さ、幅等は、地耐力、上部仕様等により算出すること。

※上部にCB造の塀を設ける場合は、上記（1）と同様、令第62条の8に適合すること。

#### ② 地盤調査及び構造計算に基づき設置する。

※構造計算に基づく場合でも、原則として① a～e の基準に従うこと。

### （3）既存擁壁（RC造擁壁、練積擁壁等）上のCB造擁壁

既存は 600mm（3段）まで、新設は 400mm（2段）までのもので、上記（1）及び（2）に準じ、設計者が擁壁全体を安全と判断したものは、支障がないと認める。

関係条文	法第19条
参 考	壁式構造関係設計規準集・同解説（メーソソリー編）（日本建築学会）内、コンクリートブロック塀設計基準（2006年改定）